

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
1	事業契約書(案)	1	第1章	第1条	(4)		「協力企業」とは、構成企業から業務の受託・請負を予定している企業をいう。との記述がございます。委託元となるのは構成企業ではなく、SPCとの理解でよろしいでしょうか	協力企業の定義を「SPCに出資せず、SPCまたは構成企業から業務の受託・請負を予定している者」とします
2	事業契約書(案)	6	第1章	第7条	1		「受託者は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。」とありますが、履行保証保険を契約する場合には、施設整備業務及び解体業務を担う企業それぞれがSPCから請負う金額の履行保証保険を掛け、その合計金額が施設整備業務及び解体業務に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除し、消費税及び地方消費税を含む額の10分の1以上となっていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業契約書(案)	6	第1章	第7条			維持管理期間運営中の契約保証金の納付は無しとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業契約書(案)	7	第1章	第7条			第7条が2つあります。権利義務の処分等は第8条で、以降は数字が繰り上がっていく(第8条⇒第9条・・・)ということでしょうか。	ご指摘のとおり、訂正します。
5	事業契約書(案)	16	第1章	第30条	4		不可抗力により生じた損害について、施設整備に係るサービス対価の100分の1は受託者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	事業契約書(案)	18	第3章	第36条	3		維持管理運営期間中の光熱水費は貴市負担の為、開業準備期間中の光熱水費も貴市負担に変更頂けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、「全て発注者の負担とする」に変更します。
7	事業契約書(案)	18	第3章	第36条	4		竣工式や内覧会等に要する費用は受託者負担との事ですが、費用をご教示お願い致します。また頻度もご教示お願い致します。	費用及び頻度については提案に委ねます。実際の実施にあたっては事業者の提案に基づき協議のうえ決定いたします。

番号	資料名等	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
8	事業契約書(案)	18	第3章	第36条	4		竣工式や内覧会等に要する費用は受託者負担となっておりますが、想定費用をご教示お願い致します。また竣工式、内覧会以外で想定されているものをご教示下さい。	No7と同じ。
9	事業契約書(案)	21	第4章	第43条	4		不可抗力により生じた損害について、維持管理及び運営に係るサービス対価の1年分の100分の1は受託者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約書(案)	47	別紙7	3	(1)	①	金利の変動に基づくサービス対価の変更について、基準金利が令和5年11月6日との記載がありますが、募集要綱のP19には基準金利は、令和5年10月27日と記載があります。基準日の統一をお願いします。	ご指摘を踏まえ、令和5年11月6日に統一します。
11	事業契約書(案)	47	別紙7	3	(1)	①	「令和5年11月6日の基準金利と、本施設の…」とありますが、募集要項の提案基準金利日は令和5年10月27日となっています。どちらが正しいでしょうか。応募者間で齟齬のないよう提案用基準金利の公表をお願いいたします。	No10と同じ。提案用基準金利の公表は、募集要項の質問No21と同じ。
12	事業契約書(案)	48	別紙7	3	(2)		初年度の改定方法の指標は提案月（24年2月）の指標にして頂けないでしょうか。	優先交渉権者と協議のうえ決定します。
13	事業契約書(案)	49	別紙7	3	(2)		令和（t-2）年●月から令和（t-1）年●月と記載がありますが、期間は落札者決定後に協議で決定するのでしょうか。	ご理解のとおり、優先交渉権者と協議して決定します。